

平成31年度 教育・保育施設入所申込みご案内

事前によくお読みください



【1号認定（教育部分）】認定こども園・幼稚園

- 認定こども園（教育標準時間）や新制度に移行した私立幼稚園を利用する場合は、町の支給認定が必要です。（※施設への入園手続も別に必要です。）
- 新制度に移行していない私立幼稚園を利用する場合は、利用を希望する園にご相談ください。（町の支給認定は不要です。）
- 教育施設（教育部分）の利用を希望される方は、1～2ページをご覧ください。

【2号・3号認定（保育部分）】認定こども園・保育所・地域型保育事業

- 認定こども園（保育部分）や保育所・地域型保育事業を利用する場合は、「保育を必要とする事由」が必要で、町へ入所手続が必要です。

○入所申込みの受付期間

<4月から利用希望の場合>

・第1期

平成30年11月1日（木）～平成30年11月22日（木）

・第2期

平成30年12月3日（月）～平成30年12月25日（火）

※第1期に入所申込みのあった児童は、12月に入所調整し1月中旬以降にお知らせします。

※第2期に入所申込みのあった児童は、1月に入所調整し2月中旬以降にお知らせします。

<5月以降の利用希望の場合>

・利用希望月の前月5日まで（5日が土日祝日の場合は、翌月曜日まで）

※5月以降で申込みのあった児童は、入所前月（中旬）に調整しお知らせします。

○受付時間 土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分までです。

○受付場所 本庁子ども支援課子育て支援係 または 各支所町民福祉係

さつま町

目 次

1. 子ども・子育て支援新制度について	・・・ P 1
2. 支給認定について	・・・ P 1
3. 教育施設（教育部分）の利用	・・・ P 2
(1) 支給認定・園利用の流れ	
(2) 利用者負担額（保育料について	
4. 保育施設（保育部分）の利用	・・・ P 3
(1) 保育を必要とする事由	
(2) 保育を利用できる時間	
(3) 支給認定の有効期間	
(4) 利用手続きの流れ	
(5) 支給認定に関する手続き	
(6) 利用についての注意事項	
5. 利用者負担額（保育料）について	・・・ P 6
(1) 利用者負担額の決定方法	
(2) 利用者負担額の年齢区分	
(3) 利用者負担額の軽減	
教育・保育施設等の利用者負担額基準額表	・・・ P 7
(4) 利用者負担額（保育料）の納入について	
6. 町内教育・保育施設等一覧	・・・ P 9

1. 子ども・子育て支援新制度について

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がはじまり、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を町から受けていただきます。

☆利用を希望される施設や年齢に応じて、支給認定を受けなければなりません。

2. 支給認定について

○3つの支給認定区分

認定された区分に応じて、利用できる施設・事業が異なります。

教育施設（教育部分）の利用を希望される場合は、「1号認定」の申請となります。

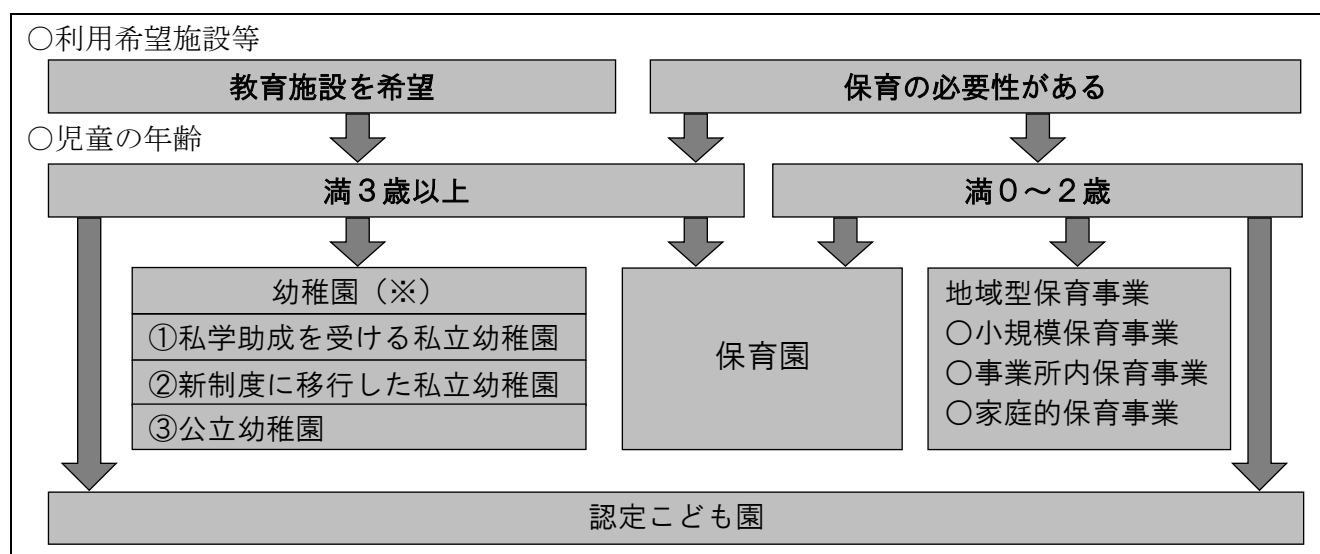
保育施設（保育部分）の利用を希望される場合は、「2号認定」・「3号認定」の申請となります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間※1	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間※2 (1日4時間を標準)	幼稚園 認定こども園
2号認定		あり	保育標準時間 (1日最長11時間) 保育短時間 (1日最長8時間)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満			保育所 認定こども園 地域型保育事業

※1 施設によって異なります。

※2 教育標準時間外の利用（預かり保育）については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

利用できる教育・保育施設や事業は、次の図のようになります。



※満3歳以上で保育の必要性がある場合でも教育施設をご利用になれます。預かり保育については、各施設にご確認ください。

※公立幼稚園の利用申込みは、教育委員会へお問い合わせください。

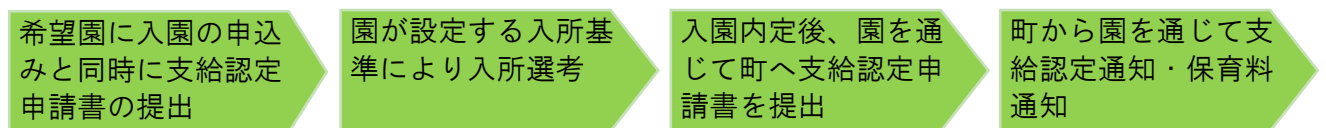
3. 教育施設（教育部分）の利用

認定こども園（教育部分）・新制度に移行した幼稚園を利用するためには、「1号認定」を受ける必要があります。

1号認定については、保護者の保育の必要性認定（就労等）は不要です。

現在、2号・3号認定を受けて保育施設を利用している子どもが、教育施設（教育部分）を利用する場合も、「1号認定」に変更する必要があります。

(1) 支給認定・園利用の流れ



※教育施設（教育部分）を利用する場合は、園（施設）の利用申込書を、園（施設）に提出する必要があります。併せて町の支給認定申請書の提出も必要です。

※さつま町以外の教育施設（教育部分）を利用する場合も、手続きの方法は同じです。

(2) 利用者負担額（保育料）について

認定こども園（教育部分）または新制度に移行した幼稚園の利用者負担額（保育料）は、世帯の市町村民税額の合計額で決定します。

○右の基準額表を基に決定した利用者負担額（保育料）を、園が定める方法・期限で園に支払います。

※利用者負担額は、年間の必要経費を基に算出していますので、長期休暇（夏休み・冬休み）期間中も必要です。

○利用者負担額以外に入園料や教材費・給食費等の実費負担があります。

○さつま町独自の軽減

- ・入所児童の1人目1割軽減
- ・入所児童の2人目7割軽減

※右表の基準額から、入所児童の1人目・2人目がそれぞれ減額されます。

利用者負担額基準額表（1号認定：教育）

単位：円/月

階層	区分	基準額
1	生活保護世帯	0
2	市町村民税非課税世帯	3,000
3	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下
4		77,101円以上 211,200円以下
5		211,201円以上

※小学校3年生以下のきょうだい児がいる場合、その児童を含めて最年長の子どもから順に、1人目は基準額の10割、2人目は基準額の半額（5割減額）、3人目以降は無料となります。

※市町村民税非課税世帯は、2人目は無料となります。

※市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯は、小学生以上の子どもを含めて（保護者と生計が同じ場合に限り）2人目は基準額の5割（5割減額）、3人目以降は無料となります。

※ひとり親世帯等で市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯は、1人目は3,000円に、2人目以降は無料となります。

4. 保育施設（保育部分）の利用

(1) 保育を必要とする事由

保育認定（2号・3号認定）は、保護者全員が次のいずれかに該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労（月 120 時間以上）	保育標準時間
就労（月 48 時間以上 120 時間未満）	保育短時間
妊娠・出産（産前産後期間）	保育標準時間
疾病・障がい	保育標準時間
親族等の常時介護・看護	保育標準時間・保育短時間
災害復旧	保育標準時間
求職活動（起業準備を含む）	保育短時間
就学（月 120 時間以上）	保育標準時間
就学（月 48 時間以上 120 時間未満）	保育短時間
児童虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間
育児休業の間の継続利用	保育短時間

(2) 保育を利用できる時間

保育認定は、同時に保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により保育の必要量を認定します。

なお、保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間認定を希望される場合は保育短時間として認定します。保育料もこの区分に応じて異なります。

区分	保育を必要とする事由の時間	保育を利用できる時間
保育標準時間	120 時間以上／月	7 時～18 時まで (最長 11 時間) / 日
保育短時間	48 時間以上 120 時間未満/月	施設が設定する 8 時間 (最長 8 時間) / 日

※保育を利用できる時間以外を利用する場合は、延長保育の対象となります。

※延長保育を利用すると、別途延長保育料を施設に支払います。

(3) 支給認定の有効期間

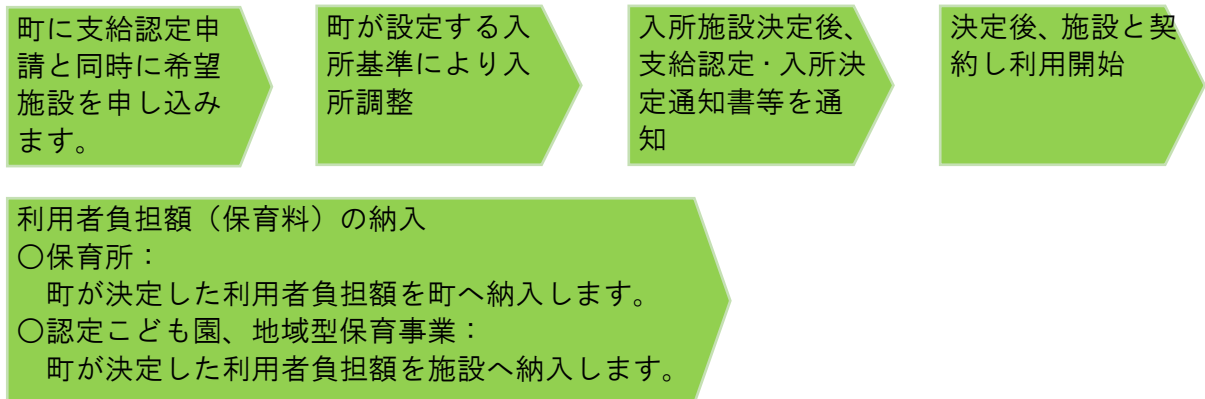
区分	保育を必要とする事由	認定の有効期間 (保育施設等の利用可能期間)
1号認定 (満3歳以上)	—	子どもの小学校就学前まで
2号認定 (満3歳以上) 3号認定 (満3歳未満)	就労(月48時間以上) 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧 児童虐待・DVのおそれ	2号：子どもの小学校就学前まで 3号：満3歳に到達する前日まで
	妊娠・出産	出産予定月を基準に前2ヶ月 出産月を基準に後3ヶ月 (子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
	求職活動(起業準備を含む)	90日を経過する日の月末まで (子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
	学校、専修学校、職業訓練等	卒業予定日または修了予定日の月末まで (子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
	育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	出産日から1年以内 (ただし、次年度にまたがる場合は、年度当初から育児休業対象児童が1歳を迎えた日の月末まで)
	その他	町長が必要と認める日まで (子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)

※子どもが満3歳に到達する前日とは、満3歳の誕生日の前々日となります。

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、有効期間は終了します。

(4) 利用手続きの流れ

保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の利用を希望する場合



(5) 支給認定に関する手続き

○支給認定の変更申請

- ・保育の必要性の事由または保育必要量→仕事を辞めた場合や就労時間の変更など
- ・認定区分（1号と2号間）→幼稚園利用から保育利用への変更を希望する場合など
- ・支給認定保護者、対象児童の氏名、住所の変更
- ・利用者負担額（保育料）に関する事項 →婚姻等により世帯構成が変わった場合や、市町村民税額が変更になった場合など

○職権による支給認定の変更

- ・児童が満3歳に達したとき→町が職権で3号から2号認定に変更
- ・町が必要と認めるとき

○支給認定の取消し

- ・有効期間内に、さつま町から転出したとき
- ・支給認定保護者が、支給申請等について虚偽を行ったとき
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき

(6) 利用についての注意事項

○保育所等の利用については、保護者が児童の保育ができない事情がある場合（保育を必要とする事由に該当する場合）に利用できます。

○**幼児教育や集団生活になれさせるためという理由で、保育所等を利用することはできません。**

○保育を必要とする事由に該当する場合でも、申し込んだ児童が全員利用できるわけではありません。保育所等には定員がありますので、定員に達している場合、利用待ちをしていただくことがあります。

○育児休業明けに以前の保育所等を再び利用希望される場合には、利用調整において優先されますのでご相談ください。

○利用申込みをされる児童で、心身に障がいがある場合は、本庁子育て支援係・各支所町民福祉係へ早めにご相談ください。

5. 利用者負担額（保育料）について

(1) 利用者負担額の決定方法

市町村民税額で利用者負担額（保育料）を決定します。

○利用者負担額は、世帯の市町村民税額の合計額で算定します。

祖父母と同居している母子・父子家庭で、父母の収入が一定額以下の場合、家計の主宰者の税額により決定します。

○市町村民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

○毎年9月が、利用者負担額の切り替え時期となります。

4月～8月分は前年度分の市町村民税額、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税額により決定します

利用者負担額は、毎年9月が切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額
に基づく利用者負担額

当年度の市町村民税額
に基づく利用者負担額

(2) 利用者負担額の年齢区分

3歳未満児の利用者負担額は、年度の初日の前日において3歳に達していない児童に適用され、その児童がその年度の途中で満3歳に達した場合でも、その年度中は3歳未満児の保育料が適用されます。

(3) 利用者負担額の軽減

○保育所等をきょうだいで利用する場合、次のとおり最年長の子どもから順に、1人目は基準額の9割（**1割軽減：町独自**）、2人目は基準額の3割（**7割軽減：町独自**）、3人目以降は無料となります。

○市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、1人目の年齢に関わらず、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料となります。また、ひとり親家庭等に該当する市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、1人目の児童は6,000円（3歳未満は9,000円）2人目以降の児童は無料となります。

○市町村民税が非課税の世帯については、1人目の年齢に関わらず、2人目以降の児童は無料となります。

○市町村民税所得割額が97,000円未満の世帯のうち、満18歳未満の年長者から3人目以降に該当する児童については、さらに軽減を受ける場合があります。

○利用者負担額は原則として1か月単位となっていますが、月の途中で利用を開始又は終了した場合は日割計算されます。また、やむをえず休園した場合や自己の都合により登園できなかった場合については、利用者負担額は日割計算されません。

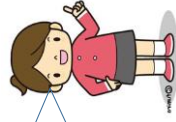
平成31年度教育・保育施設等の利用者負担額基準額表



利用者負担額（1号：教育）

階層区分		単位：円
		さつま町の基準額
①	生活保護世帯	0
②	市町村民税非課税世帯	3,000
③	77,100円以下	10,100
④	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯 77,101円以上 211,200円以下	20,500
⑤	211,200円以上	25,700

さつま町の保育料軽減政策として、
 ・第1子の保育料を『1割軽減』（9割負担）を実施しています。
 ・第2子の保育料を『7割軽減』（3割負担）を実施しています。
 ※1号認定、2号・3号認定ともに、下記基準額表より減額されます。
 第3子は国の政策により無料となります。
 また、国・県の政策で多子世帯等の軽減の対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



利用者負担額（2号・3号：保育）

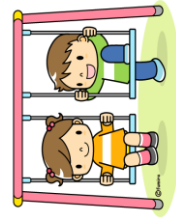
単位：円		
階層区分	国が示す基準額	
	3歳未満 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)
①	0	0
②	9,000	6,000
③	48,600円未満	19,500
④	97,000円未満	30,000
⑤	169,000円未満	41,500
⑥	301,000円未満	61,000
⑦	397,000円未満	80,000
⑧	397,000円以上	104,000

階層	さつま町の基準額 (町の軽減措置による)			
	3歳未満 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	0	0	0	0
B1	0	0	0	0
B2	6,800	6,600	4,500	4,400
C1	10,700	10,500	8,400	8,200
C2	12,700	12,400	10,400	10,200
C3	14,700	14,400	12,400	12,100
C4	17,600	17,300	15,300	15,000
D1	20,500	20,100	18,300	17,900
D2	24,200	23,700	22,000	21,600
D3	27,900	27,400	25,700	25,200
D4	30,600	30,000	27,400	26,900
D5	33,300	32,700	29,100	28,600
D6	35,500	34,800	31,500	30,900
D7	37,700	37,000	33,900	33,300
D8	43,500	42,700	37,000	36,300
D9	52,000	51,100	40,500	39,800

定義
 生活保護法による被保護世帯
 市町村民税非課税世帯のうち町長が認める世帯
 市町村民税非課税世帯
 市町村民税均等課税世帯
 所得割額
 16,200円未満
 32,400円未満
 48,600円未満
 72,800円未満
 97,000円未満
 123,000円未満
 149,000円未満
 159,000円未満
 169,000円未満
 255,000円未満
 301,000円未満
 301,000円以上

A 階層を除き前年度市町村民税（〇月以降は当該年度分）の額の区分

児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢となります。
 ※5月1日に3歳になっても、翌年3月31日までは3歳未満の利用者負担額となります。



(4) 利用者負担額（保育料）の納入について

○利用者負担額（保育料）は原則口座振替です。金融機関の窓口で手続きをお願いします。

- 申込みをされない場合は、納付書で毎月納付となります。（口座振替は納め忘れがありません。）
- 納期は月末（月末が土日祝の場合は翌営業日）です。納め忘れがないようにお願いいたします。

コンビニエンスストアでも納付できますので、町で発行したバーコード付きの納付書で納付してください。（コンビニ収納）
※バーコードの付いていない納付書は、コンビニでは使用できません。



① 口座振替が可能な金融機関

- ① 口座振替が可能な金融機関
- ① 鹿児島銀行
 - ② 鹿児島興業信用組合
 - ③ 鹿児島信用金庫
 - ④ 北さつま農協
 - ⑤ 南日本銀行
 - ⑥ ゆうちょ銀行

※ ②と③は、宮之城支店のみの取り扱いとなります。

※ 金融機関の窓口へ、直接申込書を提出してください。（通帳・銀行印が必要）

② 振替日

毎月25日（ただし**12月のみ20日**）に指定の口座から引き落とします。振替日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日になります。

③ その他

残高不足等の理由で引き落としができなかった場合は、納付書をお送りいたします。再振替はできませんので、必ず納期限内に納めてください。

なお、翌月以降は口座振替を行います。



町内教育・保育施設等一覧

<保育所>

施設名	住所	連絡先	定員	受入開始 月齢
山崎保育園	山崎 861-2	0996-56-8555	60 (調整中)	3ヶ月
佐志保育園	広瀬 1242-7	0996-53-1378	60	3ヶ月
太陽保育園	宮之城屋地 2115	0996-52-2551	60	3ヶ月
信教寺保育園	宮之城屋地 1115	0996-53-3130	60	3ヶ月
吉祥園保育所	虎居町 1779-1	0996-53-0305	90	2ヶ月
上宮保育園	平川 1872	0996-54-2672	60	3ヶ月
恵光保育園	中津川 1986-1	0996-57-0845	50	3ヶ月
錦光保育園	求名 2735-7	0996-57-0882	30 (調整中)	3ヶ月

<認定こども園>

施設名	住所	連絡先	定員	受入開始 月齢
幼保連携型認定こども園 つるだ同朋子ども園	鶴田 3424-6	0996-59-3074	幼稚園(調整中) 保育所 60	3ヶ月
しびこども園	紫尾 1468	0996-59-8367	幼稚園 10 保育所 20	2ヶ月
あさひこども園	柏原 5183	0996-59-8675	幼稚園 10 保育所 50	2ヶ月
認定こども園 クオラキッズ	船木 2336-1	0996-53-0335	幼稚園 15 保育所 60	2ヶ月
★認定こども園 宮之城聖母幼稚園	虎居 1020	0996-53-0602	幼稚園(調整中) 保育所(調整中)	調整中

★平成31年4月1日から認定こども園へ移行予定

<事業所内保育所>

施設名	住所	連絡先	定員	受入開始 月齢
わんぱくキッズ	船木 2311-6	0996-52-1265	従業員枠 4 地域枠 1	2ヶ月